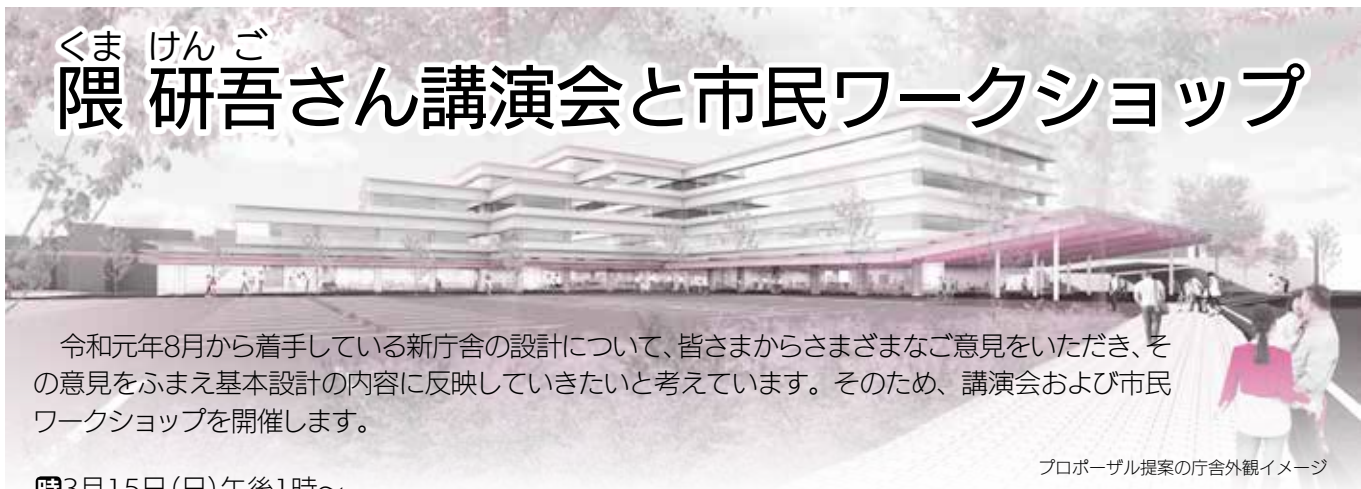


くま けんご 隈 研吾さん講演会と市民ワークショップ



令和元年8月から着手している新庁舎の設計について、皆さまからさまざまなご意見をいただき、その意見をふまえ基本設計の内容に反映していきたいと考えています。そのため、講演会および市民ワークショップを開催します。

プロポーザル提案の庁舎外観イメージ

時 3月15日(日)午後1時～

所 北消防署 2階多目的研修室

内容 第1部 隈 研吾さん講演会(午後1時～2時)

新庁舎の基本設計者で、新国立競技場などさまざまな設計を手掛けた建築家の隈研吾さんが講演を行います。

第2部 市民ワークショップ(午後2時～3時30分)

「みんなでつくろう新しい市役所！」と題して、新庁舎で市民の皆さまが利用できるスペースをより良くするために、さまざまな意見を出し合ひましょう。

対 市内在住・在勤・在学の人

定 第1部：先着80人 第2部：先着30人

申 3月10日(火)までに、氏名(ふりがな要)、住所、電話番号、年齢、参加希望の部(1部のみ、または1部と2部両方ともどちらか)をメール、ファクス、または郵送で下記へ申し込み。

問 〒524-8585 吉身二丁目5番22号 施設整備室

☎(584)5926 ☎(582)0539 ✉shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp



隈 研吾さん ©The_Courier



消費生活センター情報 市消費生活センター(市民協働課内) ☎・☎(582)1148 FAX(583)3911

くらしのたより No.23

今回のポイント 賃貸住宅の退去時には気をつけよう

賃貸住宅から退去するとき、清掃してゴミの処理を行い、入居時に取り付けた棚などを撤去し元の状態に戻すことを「原状回復」と言います。この原状回復の費用負担をめぐるトラブルが後を絶ちません。

たとえば、きれいに住んでいたつもりなのに、修理費用を請求される場合があります。

考え方としては、通常の使用をしていれば、入居当時の状態よりも悪くなっていたとしてもそのまま返せばよく、借りた当時の状態に戻す必要はありません。しかし、借りた側が入居中に不注意で付けた傷や汚れ、破損したものがあれば、修理をして建物を引き渡さなければなりません。

トラブルの未然防止の観点から、国土交通省が「原状回復をめぐるガイドライン」を設け、原状回復の費用負担のありかたなどについて一般的な基準を公表しています。参考にしてください。

原状回復費用の負担について貸主と話し合いをしても解決できず、敷金を返してもらえない場合、民事調停や、簡易裁判所で60万円以下の支払いを求める少額訴訟制度が利用できます。法律の専門家に依頼する必要はなく、少ない費用で迅速に解決することができるので、原状回復のトラブル解決に適しています。

